

# 公 民

## I 改 訂 の 要 点

「知識基盤社会」、「グローバル化」といわれる現在において、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむことがますます重要になった。このような状況において、公民科全体として、社会的事象に関心を持って多面的・多角的に考察し、公正に判断する能力と態度を養い、社会的な見方や考え方を一層重視することになった。

また、社会的事象に関する基礎的・基本的な知識、概念や技能を確実に習得させ、それらを活用する力や課題を探究する力を育成するため、各学校段階の特質に応じて、習得すべき知識、概念の明確化を図り、地図や統計など各種の資料から必要な情報を集めて読み取り、社会的事象の意味、意義を解釈し、事象の特色や事象間の関連を説明することや自分の考えを論述することを重視した。さらに、我が国及び世界の成り立ちや地域構成、今日の社会経済システム、様々な伝統や文化、宗教についての理解を通して、我が国の国土や歴史に対する愛情をはぐくみ、日本人としての自覚をもって国際社会で主体的に生きるとともに、持続可能な社会の実現を目指すなど、公共的な事柄に自ら参画していく資質や能力を育成することを一層重視する方向で改善が図られた。

### 1 教科の目標

公民科の目標は、「広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う。」と示されている。

目標は次の三つの部分から構成されている。第一の部分の「広い視野に立って」は、中学校までの社会科学習の成果を活用すること、多面的・多角的に考察しようとする態度と公正で客観的な見方や考え方に立つこと、国際的な視野を育てることを意味している。第二の部分の「現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て」は、生徒の現代社会に対する関心を高め、主体的に課題を設け、意欲的に追究し考察させる学習の充実を図ることを意図したもので、生徒が人間としての望ましい在り方について学び、自己の生き方を主体的に選び取り、意義ある人生を送れるようになることを目指すことを意味している。そして、第三の部分の「平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う」は、この教科の最終的なねらいを示したものである。

### 2 科目の編成

公民科は、従前と同様に、次の3科目をもって構成されている。

| 科目名     | 標準単位数 |
|---------|-------|
| 現 代 社 会 | 2     |
| 倫 理     | 2     |
| 政治・経済   | 2     |

なお、公民科においては、「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」がすべての生徒に履修させる科目とされている。

### 3 各科目の目標と内容

#### 「現代社会」

##### ① 目 標

人間の尊重と科学的な探究の精神に基づいて、広い視野に立って、現代の社会と人間についての理解を深めさせ、現代社会の基本的な問題について主体的に考察し公正に判断するとともに、自ら人間としての在り方生き方について考察する力の基礎を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。

##### ② 内 容

現代社会の諸問題について、現代社会の在り方を考察するための基本的な枠組みを構成する幸福、正義、公正などについて理解させ、基礎的・基本的な知識・技能を習得し、それらを活用して主体的に考察し判断する能力や態度を育て、課題を選択し探究する活動を通して、人間としての在り方生き方についての考察を深めさせる。その際、道徳教育との関連にも留意する。また、探究した過程や成果をわかりやすくまとめて表現するなどの活動を通じて言語活動の充実を図り、人間としての在り方生き方についての学習の充実を図る。

##### ③ 内容構成の工夫

この科目は三つの大項目で構成されている。大項目（１）で、この社会の在り方を考察するための基本的な枠組みを構成する幸福、正義、公正などを理解させ、大項目（２）において、現代社会について倫理、社会、文化、政治、経済、国際社会などを多様な角度から理解させ、自己とのかかわりに着目させて現代社会に生きる人間としての在り方生き方を考察させ、大項目（３）において、この科目のまとめとして、これまでの学習の成果を活用して課題を探究させ、人間としての在り方生き方について考察を深めさせるような内容構成となっている。

#### 「倫 理」

##### ① 目 標

人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念に基づいて、青年期における自己形成と人間としての在り方生き方について理解と思索を深めさせるとともに、人格の形成に努める実践的意欲を高め、他者と共に生きる主体としての自己の確立を促し、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。

##### ② 内 容

人間としての在り方生き方に対する思索を深めさせる科目との位置づけは従前どおりである。「生きる力」の核となる豊かな人間性を育成するという「心の教育」を重視し、道徳教育等との関連を図り、先哲の思想や諸学問の成果を手がかりとして学んだ内容を活用、探究することで、生命に対する畏敬の念に根ざした人間尊重の精神を培い、他者と共に生きる主体としての自己の確立を図る。

##### ③ 内容構成の工夫

この科目では、従前の二つの大項目による構成が、三つの大項目による構成に改められた。大項目（１）は、この科目の導入として位置づけられ、現代に生きる自己の課題を、青年期の課題について研究した学問の成果などを活用して考えさせ、大項目（２）では、人間としての在り方生き方について、生徒自身の課題と重ね合わせて、先哲の基本的な考え方を手がかりに思索を深める。さらに大項目（３）で課題を選択し、探究する活動を通じて、これらの課題に主体的に取り組む態度を育て、人間としての在り方生き方について自覚を深めさせる構成になっている。



## 「政治・経済」

### ① 目 標

広い視野に立って、民主主義の本質に関する理解を深めさせ、現代における政治、経済、国際関係などについて客観的に理解させるとともに、それらに関する諸課題について主体的に考察させ、公正な判断力を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。

### ② 内 容

現代の日本及び国際社会における政治や経済の動向について関心を高め、これらに関する基本的な概念や理論を習得させるとともに、習得した理論や概念を活用しながら、現代社会の諸課題について考察させ、さらに課題を選択して探究する活動を通して、望ましい解決のあり方について考察を深めさせる。

### (3) 内容構成の工夫

この科目は従前と同じ三つの大項目で構成されている。大項目（１）、（２）では、客観的な理解と公正な判断力を育成するため、現代の政治や経済に関する基本的な概念や理論を学習し、政治や経済についての基本的な見方や考え方を身に付ける内容となっている。大項目（３）では、大項目（１）、（２）の学習の成果を生かして現代社会の政治や経済の動向や諸課題を探究する活動を通して、望ましい解決の在り方について考察を深めさせる内容となっている。また、地理的、歴史的な内容に関する事項を他教科との関連を考慮して精選している。

## Ⅱ 実 施 上 の 留 意 点

### 問 1 公民科の指導計画の作成及び指導に当たって、配慮すべき事項は何か。

指導計画の作成に当たっては、すべての科目で、中学校社会科、公民科に属する他の科目、地理歴史科、家庭科及び情報科などとの関連を図るとともに、項目相互の関連に留意することとしている。さらに「現代社会」及び「倫理」では、中学校の道徳や高等学校の特別活動との関連も重視されている。一方でその関連を重視するあまり学習の焦点が定まらないという事態に陥ることがないように、全体としてまとまりをもった指導内容の工夫をすることが大切である。

また指導に当たっては、いずれの科目も指導内容の精選を図ることが必要である。

「現代社会」については多様な角度から社会的事象を考察させ、できるだけ総合的にとらえること、公正なものの見方や考え方の育成と学び方の習得及び表現力の育成が大切である。

「倫理」については、生徒自らが人生観、世界観を確立するための手がかりを得させるよう指導の工夫を行い、グループ討議やクラス討議、感想文や小論文、３分間スピーチなどを取り入れることで単に教師による講義で終わることがないようにすることとしている。

「政治・経済」については、現実を実証的かつ合理的に分析・総合する科学的な探究活動を活発に行うとともに、広い視野に立って政治や経済についての公正かつ客観的な見方や考え方を深めさせることが大切である。その過程で、どのような資料をどのような基準で収集し選択したのか、その資料を用いてどのように考え、どのような根拠で結論を得たのか、またその結論はどのような内容かなど、結論を得た過程と結論そのものを表現する能力と態度を育てる工夫を行う必要がある。



**問2 公民科において、言語活動の充実に資する活動を行うにあたっての留意事項は何か。**

公民科として、基礎的・基本的な知識・技能を習得する学習活動、これらの活用を図る学習活動及び探究活動といった学習の流れを重視し、基礎的・基本的な知識・技能の習得とこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成をバランスよく図ることとしている。

「現代社会」や「政治・経済」においては、学習の過程で考察したことや学習の成果を適切に表現させるよう留意することとして、探究した結果のみならず、探究した過程についても分かりやすく表現することが求められている。探究の過程でどのような資料をどのような基準で収集し選択したのか、その資料を活用してどのように考察し、どのような根拠で結論を得たのかについて表現することを意味している。その際、それらのことをどのように説明すれば、あるいはどのように示せば、他者によりよく伝えることができるかについて考えさせながら、表現力を育てることが大切である。

「倫理」においては、指導内容を生徒のもつ課題や悩みなどと結びつけて考えさせる工夫をするとともに、単に教師による講義に終始することなく、例えばグループ討議や、感想文や小論文、3分間スピーチ、研究発表を取り入れるなど、様々な指導工夫をすることが大切である。先哲の生き方や考え方について、また一定の主題について、自分が自分なりの考え方や意見を論理的にまとめて発表したり、討論したりすることを通じて、自分なりの在り方生き方を探究することができるような場を積極的に設けていくことがより重要である。

**問3 道徳教育については、学校の教育活動全体を通じて行うこととあるが、公民科との関連はどのようにになっているか。**

道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて実施するものである。特に公民科の「現代社会」・「倫理」には、「特別活動」と同じように目標の中に「人間としての在り方生き方」を掲げており、これらを中核的な指導の場面として重視し、道徳教育の目標全体を踏まえた指導を行う必要がある。

「現代社会」では、科目の導入において、社会の在り方を考察する基盤として、幸福、正義、公正等について理解させ、倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会にかかわる現代社会の諸課題を取り上げて考察させる中でさらに理解を深めさせるとともに、科目のまとめとして議論などを通して自分の考えをまとめたり、説明したり、論述したりするなど課題を探究させる学習を行い、人間としての在り方生き方についての学習の充実に図ることとした。

「倫理」では、人間としての在り方生き方への関心を高め、その手がかりとして先哲の考え方を取り上げて自分自身の判断基準を形成するために必要な倫理的な諸価値について理解と思索を深めるとともに、課題を探究する学習を一層重視し、論述や討論などの言語活動を充実させ、社会の一員としての自己の生き方を探究できるようになっている。指導に当たっては、道徳教育全体計画との関連を踏まえ、他の教科、科目、総合的な学習の時間及び特別活動、特にホームルーム活動との関連に配慮して、生徒の実態に即した指導を工夫するとともに、自らの体験や悩みを率直に語るなど自己を開示することができるように指導する。また、社会の一員としての自覚を深めさせるように指導の工夫を図ることとしている。



**問4 政治及び宗教に関する教育を行うにあたって配慮すべき点は何か。**

政治及び宗教に関する事項の取扱いに当たっては、教育基本法の第14条及び第15条の規定に基づき、適切に行うように特に慎重に配慮するよう定められている。教育基本法第14条は、第1項で「良識ある公民として必要な政治的素養は、教育上尊重されなければならない。」と示し、第2項において、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」と規定している。

また、同法第15条は、第1項で「宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。」と示し、第2項において、「国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。」と規定している。政治及び宗教に関する事項を取り扱うにあたっては、これらの規定に基づいて、内容の指導を適切に行うことが必要である。その際、これらの規定に違反しないよう慎重に配慮するとともに、各科目の特性に応じ、政治的教養を高め、宗教についての理解を深めることが、現代社会の基本的な問題に対する判断力の基礎を培い、自ら人間としての在り方生き方について考える力を培うことになるという、積極的な意義を十分考慮して指導にあたる必要がある。

**問5 「現代社会」において、社会のあり方を考察する基盤として、「幸福、正義、公正」などについて理解させるとはどういうことか。**

「幸福、正義、公正」は、現代社会の諸課題をとらえて考察するための基本的な枠組みを構成するものであり、これらが社会の在り方を考察する上で大切なことを理解させることを意味している。

一人一人の人間は、それぞれが自分らしく生き、自己の目的が実現できることを求めている。個々人は、自らの「幸福」を願い、充実した人生を求めているのであって、こうした願いができる限り実現できるよう配慮されていることが、現代社会の諸課題を考察する上で重要である。しかし、自己の幸福の追求は、時として他者や他の集団、あるいは社会全体の幸福と対立や衝突することがある。そこで、この対立や衝突を調整し、いかにより良い社会を形成すべきか考察することが必要である。そのとき、すべての人にとって望ましい解決策を考えることをここでは「正義」について考えることであるととらえている。「正義」について考える際に、必要となってくるのが「公正」である。「公正」とは、対立や衝突を調整したり解決策を考察したりする過程において、また、その結果の内容において、個々人が対等な社会の構成員として適切な配慮を受けていることである。また、「公正」であるとは、社会の制度や規範、あるいは行為の結果を正しいものとして人々が受容する条件が成り立っていることということもできる。例えば、対立や衝突の調整を図る場合、当事者のうち片方の主張だけを取り上げていないか、少数者にも配慮しながら社会の多数の幸福を図るようにしているかなど、手続きや結果についての「公正」が確保されているかどうかなどをひとつの目安として考えることができる。

以上のように「現代社会」においては、「幸福、正義、公正」などは、個別に取り上げて理解させるのではなく、現代社会をとらえる枠組みとして相互に関連させて扱うことが大切である。



**問6 「現代社会」において、「生命、情報、環境」などをどのように扱えばよいか。**

現代社会の在り方を考察するための枠組みは、現代社会における生命、情報、環境などの課題の考察を通じて理解することができる。生命、情報、環境などを取り上げるに当たっては、これらの諸課題をとらえ考察するための基本的な枠組みを身に付けさせ、社会の在り方を考察する基盤を理解させるよう留意する。また、これらの諸課題が倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会など様々な分野に広くかかわる課題であることに留意して指導するとともに、生徒が現代社会における諸課題を自らの在り方生き方と関連させて考察することができるよう留意する。

「生命」を取り扱う場合については、近年の生命科学や科学技術の進展に伴い、従来の生命観のみでは対処することが難しい様々な課題が生じてきていることに気付かせ、生命にかかわる課題を考察させる。

「情報」を取り扱う場合は、インターネットや携帯電話などが急速に普及し、デジタル多チャンネル放送が実働している現在、多彩なメディアが伝える情報なしに私たちの生活はもはや成り立たなくなっていることに気付かせ、このような情報化社会における情報の活用や情報にかかわる諸課題を考察させる。

「環境」を取り扱う場合は、環境問題が深刻化する現代社会において、これまでの環境にかかわる政治・経済体制や倫理観について検討を深めることの大切さに気付かせながら、地球温暖化、資源・エネルギー問題などの環境にかかわる諸課題を考察させる。以上のような考察を通して、幸福、正義、公正など社会の在り方を考察する基盤を理解させることとする。

**問7 「現代社会」や「政治経済」において、持続可能な社会の形成に参画するという観点から課題を探究させる活動とはどのようなものか。**

「持続可能な社会の形成に参画」については、国際連合の決議にも示されているように、持続可能な社会の発展のためには教育の果たす役割が大きいという指摘を踏まえて、課題探究の観点として取り入れられた。こうした社会の形成に参画するためには、諸課題の考察を通して持続可能な社会の形成に参画する態度や意欲をはぐくむことが大切である。

課題を探究させるに当たっては、特定の個人・社会・世代にかかわる視点だけではなく、現代社会に生きる人間としての課題を探究するよう指導することが求められる。その際、「現代社会」においては、自己の生き方を他者や社会とのかかわりにおいて考える、つまり「共に生きる」ということや、「幸福、正義、公正」などに基づいて考察させることが大切である。

課題を探究する学習については、

**① 課題の設定**

課題の設定については、各地域や学校、生徒の実態に応じて進め、生徒が持続可能な社会の形成にどのように参画するかについて考えることができる課題を設けることが必要である。

**② 資料の収集と活用**

資料の収集と活用については、課題の探究に必要な資料を適切に選び出し、有効に活用して、社会的事象に対する客観的かつ公正なものの見方や考え方の育成と学び方や調べ方の習得を図るように配慮する。

**③ 課題の探究**

課題の探究については、読み取ったり分析したことをもとに議論させたり、中間発表させたりすることが考えられる。

**④ まとめ**

まとめについては、プレゼンテーションなど多様な方法を使い、探究した過程や成果を分かりやすくまとめて表現することができるよう指導することが大切である。



**問8 「倫理」において、目標の中に人間尊重の精神に加えて、生命に対する畏敬の念が加えられたが、これにはどのような意味があるか。**

「生命に対する畏敬の念」は、人間の存在そのものあるいは生命そのものの意味を深く問うときに求められる基本的精神であり、人間だけでなくすべての生命のかけがえのなさに気がつき、生命あるものを慈しみ、畏れ、敬い、尊ぶことを意味している。生命に対する畏敬の念に根ざした人間尊重の精神を培うことによって、人間の生命が、あらゆる生命との関係や調和の中で存在し生かされていることを自覚するとともに、より深く自己を見つめながら、人間としての在り方や生き方についての自覚を深めていくことが求められている。

「生命に対する畏敬の念」を目標に加えることによって、生命を尊重するとともに、より深く自己を見つめながら、人間としての在り方生き方についての自覚を深める学習となることを目指している。

**問9 「倫理」において、自己の生きる課題とのかかわりの中で、先哲の基本的な考え方を手がかりとして、人間の存在や価値について思索を含めるとはどういうことか。**

自我に目覚める青年期においては、人生への問いかけが心の中にわき上がってくるといわれ、今日の物質的に豊かで価値観の多様化した社会に生きる生徒はなおさら、いかに生きればよいかという問いが一層切実な問いとなっていると言える。倫理においては、まず先哲がどのように問い、どのように答えを求めているかを参考にしながら、自らの答えを求めて思索を深めさせる。

その際、人間はどのような位置づけで存在するのか、他者とどうかかわり、社会や自然や人間を超えたものとどうかかわっているのか、どのような人間になり、どう生きればよいのか、生きることを意味をどこに求めればよいかなど、人間をありのままの存在の面からみると同時に価値的な面から思索を深めさせる。

生徒一人一人の生き方にかかわる課題は、多くの先哲によって真剣に探究されてきた課題に通じており、その課題解決のために哲学や宗教や芸術が誕生してきたことに気付かせ、これらが人生にもつ意義について理解させる。そこから哲学や宗教や芸術が何を問い、どのような答えを見出してきたかを、生徒自身の課題と重ね合わせて考えさせ、これらを手がかりにして思索を深めさせる。哲学や宗教や芸術を単なる知識の集積として学ばせるのではなく、人間としての在り方生き方を考える素材として、「人間としての自覚」を深める契機となるようにする。

例えば「ギリシアの思想」では、ソクラテスの言行やプラトン、アリストテレスの思想などを適宜取り上げて、人生への問いの重要性や人間の存在や価値について、生徒自身の課題と結び付けて考えさせる。ソクラテスが探究したものは何であったか、どのような答えを求めていたのかなどを考えさせ、その際「無知の知」については、単に自己の無知を自覚するという意味にとどまらず、ソクラテスが問うていたものを明確にし、それが「善美なことから」、つまり「善く生きる、美しく生きる」ことについての問いであったことをはっきりさせて、そこから、人生の問いについては、自己の無知を自覚することが「人間としての自覚」の第一歩であることを自覚させる。また、プラトンやアリストテレスなどの思想に即して人間の存在や価値について考えさせ、これらを通して、現代に生きる生徒に、良識ある公民としていかにあるべきか、いかに生きるべきかという思索を深めさせるなどが考えられる。

問10 「政治・経済」において、「法に関する基本的な見方や考え方を身に付けさせる」際の留意点は何か。

社会規範のひとつとしての法が紛争の防止や利害対立の調整や解決に果たしている役割を理解させ、法の意義について理解を深めさせることが重要である。

「法の意義と機能」については、法は社会生活における人間の行動を規律する社会規範の一つであり、国家による強制を伴う点で道徳や慣習など他の社会規範と異なること、個人あるいは集団の権利を擁護するとともに社会の秩序を維持する機能を有しているということ、民主社会においては、国民の代表者からなる議会が社会の統一的な意思決定として法を定めていること、したがって、国民には法を遵守する義務があることなどを理解させる。また、法には国家と国民の間を規律する公法や、私人間を規律する私法などがあることを理解させる。

「基本的人権の保障と法の支配」については、まず、近代国家には、国民の基本的人権と国家の制度的枠組みを定めた最高法規として憲法があることを理解させ、法の支配や立憲主義の考え方が成立した近代政治の過程にも触れながら、憲法が定められ、国民の自由や権利が保障されていることの意義を理解させる。

裁判所を取り扱うに当たっては、国民の権利を守り社会の秩序を維持するために法に基づく公正な裁判の保障があること、公正な裁判のためには司法権の独立が必要であることを理解させ、「裁判員制度」を通して、国民の司法参加の意義を理解させるとともに、刑罰の意義、犯罪被害者の救済や犯罪者の更正に触れるなど指導を工夫する。

「法の支配」については、ただ単に法に基づいて政治を行うことではなく、人権の保障を目指す法の下に政治権力を従属させることによって、為政者の恣意的支配を排除し、国民主権を確立し人権保障を確保しようとする民主政治に不可欠の原理であり、個人の尊厳と法の下での平等を求めるものであることを理解させる。その上で、日本国憲法が保障している基本的人権を取り上げ、その内容、確立の歴史的背景・経緯、政治制度との関連などについて考察させ、個人の尊厳、自由、平等などの社会的価値について理解させる。